なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

⑳　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

㉑　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

㉒　契約締結後の配置技術者等　本工事に設置される主任（監理）技術者等は下記の条件を満たすものを当該工事に専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とする。

現場代理人又は主任技術者のうち、いずれかのものが従事役職にかかわらず元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

求める経験

２車線以上かつ設計舗装面積（表層）５万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin Meishin Expressway Komono Pavement

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 August 2017

(5)　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 27 October 2017. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 27 October 2017)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(7)　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2—18—19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460—0003 Tel. 052—222—1447

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本案件は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業である。

平成29年7月18日

国立大学法人筑波大学契約担当役
財務担当副学長　石野　利和

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08

○第１号

1　事業概要

(1)　品目分類番号　41、42

(2)　事業名　筑波大学附属病院病棟Ｂ改修事業

(3)　事業場所　茨城県つくば市天久保２丁目１－１　筑波大学構内（西地区）

(4)　事業概要　本学附属病院病棟Ｂの設計業務（基本設計、実施設計、設計意図伝達）及び工事施工業務を行う。

(5)　事業期間　基本協定の締結の翌日から平成34年３月31日

(6)　本事業は、技術提案と提案価格による総合的な評価に基づき優先交渉権者として選定された者と、基本協定の締結並びに基本設計及び実施設計の委託契約を締結した後、設計の過程で基本協定に基づき価格等の交渉を行い、設計意図伝達及び工事施工の契約を締結する事業である。

(7)　本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8)　本事業においては、資料の提出等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙方式に代えることができる。

2　提案参加者の参加資格要件等

(1)　提案参加者が備えるべき要件等

１）提案参加者の構成等

①　本提案には、以下に示す要件をすべて満たしている単体企業（以下、「提案参加企業」という。）、特定建設工事共同企業体（以下、「提案参加ＪＶ」という。）又はコンソーシアム（以下、「提案参加コンソーシアム」という。）が参加可能である。

②　提案参加者は、提案参加企業、提案参加ＪＶ又は提案参加コンソーシアムの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が提案手続を行うとともに、本学との対応窓口となること。また、代表企業は、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本学との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。

③　提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムで申し込む場合の代表企業は、工事施工にあたる者（以下、「施工企業」という）のうち建築を担当するものとし、施工企業が共同企業体の場合にあたっては、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

④　提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムで申し込む場合の構成員の数は、２以上５以下とする。

２）提案参加者の全構成員に共通する参加要件

①　「国立大学法人筑波大学財務規則施行規程」（平成16年法人規程第25号）第46条及び第47条の規定に該当しない者であり、かつ同規程第48条に規定する資格を有する者であること。

②　「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③　参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）及び「設計・コンサル